

2010年2月10日

東日本旅客鉄道株式会社

「信濃川発電所の水利使用における不適切事案」に係わる再発防止策の報告について

当社自営の水力発電所である信濃川発電所(新潟県小千谷市・十日町市にある千手、小千谷、小千谷第二各発電所の総称)において、2009年3月10日に河川法に基づく流水の占用許可取消等の行政処分を受け、再発防止策の構築の指示をいただきました。

本日2月10日、「信濃川発電所の水利使用における不適切事案」に係わる再発防止策について、国土交通省北陸地方整備局長へご報告いたしましたので、お知らせします。

報告の内容について

本日、北陸地方整備局長にご報告いたしました内容は、以下のとおりです。

「信濃川発電所の水利使用における不適切事案」に係わる再発防止策についての報告

【別添資料参照】

大きく分けて、
・意識面の対策
・仕組み・制度の改善
・透明性の高い職場風土の醸成
に関して具体的な対策を挙げ、これまでの実施事項や今後の方針などについて、ご報告いたしました。

今後とも、これらの対策を着実に遂行し、再発防止と信頼回復に向け、万全を期してまいります。

なお、新たな水利権の取得、信濃川発電所の運転再開につきましては、地域の皆さまをはじめとする関係の皆さまのご理解をいただくよう、全力を挙げてまいります。

再発防止対策の概要

別添資料

意識面の対策

1. 河川法令等遵守意識に関する社員教育

水利使用に係る業務に携わる関係者に河川法等を正しく理解させることを目的に、下記の教育を継続的に実施します。なお、関係者の習熟状況を踏まえ、適宜教育内容等を充実します。

- 河川法の内容に関する教育
- 水利使用規則、社内規程類に関する教育
- 異常時対応等に関するロールプレイング教育
- 法令遵守に関する意識教育としての「コンプライアンス・アクションプラン」教育
- 不適切事象のケーススタディーによる「技術者倫理」教育

2. 固定化された人事運用の見直し

これまでの人事運用を見直し、運用過程で他部門を経験させることや他部門の人材の配置を行うことで、他部門の価値観に基づくチェック機能を生み出し、閉鎖的職場風土の解消を図ります。

- 管理職に他部門経験者を配置
- 河川法に係る業務を扱う一部社員の定期的異動の実施
- 共通業務担当社員の他部門からの配置

仕組み・制度の改善

3. コンプライアンス体制の強化

< 全社的な取り組み >

コンプライアンスの重要性を全社員に徹底する取組みを継続的に実施、また、会社全体各部門に渡って法令遵守状況の総点検を実施します。

- 法令遵守状況の総点検
- 「コンプライアンスアクションプラン」の見直しと浸透
- 研修体制の充実・強化
- コンプライアンスに関する意識調査の実施
- 法務セミナーの実施

< 発電部門の取り組み >

発電部門のコンプライアンス上の問題が、会社全体のコンプライアンス体制に適時適正に報告される仕組みと、発電部門の業務執行について、社内外の視点で定期的に監査を行う体制を構築します。また、水力発電のコンプライアンスに係る情報収集強化を図ります。

- 内部・自主業務監査による監査体制強化
- 水力・火力相互業務監査の実施
- 「水力発電業務に関する部外有識者委員会」を通じた法令遵守状況の取組み状況把握
- ダム管理主任技術者研修、他社との連絡会

仕組み・制度の改善（続）

4．水力発電業務に関する部外有識者委員会の設置

コンプライアンス推進体制強化の一環として、部外有識者による「水力発電業務に関する部外有識者委員会」（委員長 常務取締役）を設置しました。

5．発電所等における業務改善・強化プロジェクトの設置

社内に代表取締役副社長を主査として、発電所の業務改善方針等について全社をあげて議論・検討し、適正な業務執行へ向け、発電所の業務改善を着実に推進します。

6．社内の組織改正

信濃川発電所、支社、本社それぞれにおいて組織改正による体制強化と役割及び責任者の明確化を行うと共に、地域との連携強化および業務改善を強力に推進する組織を新設しました。

信濃川発電所に水利担当副所長、本社電気ネットワーク部にエネルギー部門及び次長（エネルギー）を新たに設置、水利使用に係る申請、報告の適正性を確認する体制を強化

地域との連携強化及び業務改善を強力に推進する「信濃川発電所業務改善推進部」、更にその内部組織として、現地に「信濃川発電所業務改善事務所」を設置

発電・給電業務における責任体制を明確にし、指揮命令を円滑にすることを目的に、本社附属機関として「エネルギー管理センター」を設置、東京支社が所管していた業務を移管

信濃川発電所にISOグループを新設

7 - 1．発電所の水利使用に関する規程体系の見直し

信濃川発電所の河川法に係る水利使用に関するルールを明確にしました。

河川法に係る本社規程として「水力発電所業務規程」

水利使用に係る業務フローを明確にした「水利使用実施要領」

ダム管理主任技術者の役割と責任を明確にした「ダム管理主任技術者マニュアル」

工事・設計に関する業務方法等を明確にした「水力発電施設マニュアル」

信濃川発電所の運転・運用を明確にした「信濃川発電所運転運用内規」

など、12の水利使用に関する規程を新たに制定、一部規程は改定

7 - 2．総合制御所システム改修

適正な取水を行うための設備、システム改修を実施しました。

水位データの表示・記録・保存機能の追加

警報機能の強化

水系日報の書式・仕様変更

など、設備・システムの改修

仕組み・制度の改善（続）

8．ISO9001の認証取得

信濃川発電所における水利使用に係る業務の厳正と透明性向上のため、品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001の認証取得をめざします。

透明性の高い職場風土の醸成

9．河川管理者への事前相談の実施

信濃川発電所において、工事計画の工事概要および河川法令に基づく許可申請の要否等について、該当工事に遺漏が無いことをエネルギー管理センターおよび本社電気ネットワーク部エネルギーグループの確認を得た後、河川管理者へ事前相談を実施します。

（2009年度の事前相談件数は27件）

10．地域自治体等との連携

透明性の高い職場風土を構築するために、地域自治体との連携を強化すると共に、地域と共生するために、地域貢献を実施します。

信濃川発電所業務改善事務所 十日町、小千谷、長岡事務所を新設
お詫び、及び業務改善事務所設置のお手紙送付、フリーダイヤル開設
不適切事案に係る地域の皆さまへのご説明、市民説明会の開催

千手発電所一般公開

地域イベント等への参加

このほか、地域と共生するために積極的に応える地域貢献

11．本社等における現場との意見交換

本社、エネルギー管理センターと、信濃川発電所との意見交換会を実施、経営層からのメッセージを直接伝えるとともに、的確な現場把握を行います。

以上の内容を、国土交通省北陸地方整備局長へご報告いたしました。

今後とも、これらの対策を着実に遂行し、再発防止と信頼回復に向け、万全を期してまいります。

改めまして、地域の皆さまをはじめとする関係の皆さまにご迷惑とご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。